



2026 年 8 月 31 日

各 位

会 社 名 株式会社 筑 邦 銀 行
代 表 者 取締役頭取 鶴 久 博 幸
(コード番号 8 3 9 8 福証)
問 合 せ 先 取締役常務執行役員企画本部長
小 泉 達 哉
(TEL 0942-32-5897)

株式給付信託制度への追加拠出に伴う自己株式の処分に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、株式報酬制度「株式給付信託 (BBT (=Board Benefit Trust))」(以下、「本制度」といいます。)への追加拠出に伴い、自己株式の処分(以下、「本自己株式処分」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2026 年 9 月 16 日(水)
(2) 処分する株式の種類及び数	普通株式 120,000 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき金 2,299 円
(4) 処 分 総 額	275,880,000 円
(5) 処 分 予 定 先	株式会社日本カストディ銀行(信託E口)
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出いたします。

(注) 処分予定先である株式会社日本カストディ銀行(信託E口)は、当行とみずほ信託銀行株式会社との間で当行を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者(再信託受託者を株式会社日本カストディ銀行)とする信託契約を締結することによって設定されている信託口であります。なお、本自己株式処分は、本制度に基づいて当行の取締役(監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除きます。)及び執行役員(以下、取締役とあわせて「取締役等」といいます。)への給付を行うために行われるものであり、当行に対する役務提供の対価として取締役等に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一であります。

2. 処分の目的及び理由

当行は、2020 年 6 月 25 日開催の定時株主総会の決議に基づき、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結している信託契約に基づいて設定されている信託（以下、「本信託」といいます。）を導入しております（本制度の概要につきましては、2020 年 5 月 13 日付「ストックオプション制度の廃止および株式給付信託制度への移行に関するお知らせ」をご参照下さい。）。

今般、当行は、本制度の継続に当たり、将来の給付に必要と見込まれる株式を本信託が取得するため、本信託に対する金銭の追加拠出（以下、「追加信託」といいます。）を行うこと、並びに本制度の運営に当たって当行株式の保有及び処分を行うため、本信託の信託受託者から再信託を受けた再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行（信託Eロ）に対し、自己株式を処分すること（本自己株式処分）を決定いたしました。

処分数量については、「役員株式給付規程」に基づき信託期間中に取締役等へ給付すると見込まれる株式数に相当するもの（2026 年 3 月末日で終了した事業年度から 2030 年 3 月末日で終了する事業年度までの 5 事業年度分）であり、2026 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 6,249,020 株に対し 1.92%（2026 年 3 月 31 日現在の総議決権個数 59,532 個に対する割合 2.02%（いずれも小数点第 3 位を四捨五入））となりますところ、2020 年 5 月 13 日付「ストックオプション制度の廃止および株式給付信託制度への移行に関するお知らせ」に記載の本制度の目的に照らして、希薄化の規模は合理的であると判断しております。

※追加信託の概要

追加信託日	:	2026 年 9 月 16 日
追加信託金額	:	275,880,000 円
取得する株式の種類	:	当行普通株式
取得株式数	:	120,000 株
株式の取得日	:	2026 年 9 月 16 日
株式取得方法	:	当行の自己株式処分（本自己株式処分）を引き受ける方法により取得

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日の福岡証券取引所における当行普通株式の終値 2,299 円といたしました。

取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、株式市場における当行の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためです。

以 上